

第1回 舞子公園管理運営推進協議会

令和5年9月21日



1 舞子公園について	P. 2
2 公園のあり方検討について	P.6
3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】	P.11
4 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】	P.19

1 舞子公園について



■ 舞子公園の概要

- 明治33年に兵庫県初の県立都市公園として開園
- 開園当初は松林を主体としたものであったが、明石海峡大橋の建設に伴い大改造を行い、現在の姿となった。

項目	内容
開設面積	7.8ha
開園年月日	明治33年（1900年）年7月25日
年間来園者数	約181万人(令和4年度)
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞子海上プロムナード ・ 旧木下家住宅 ・ 旧武藤山治邸 他



■ 施設別利用状況

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
駐車場	台数	4,328	8,464	4,528	5,234	7,138	7,942	8,925	6,066	3,502	4,615	3,326	5,812	69,880
	金額	1,723,600	3,603,400	1,928,400	2,238,400	2,898,800	3,703,600	4,726,600	3,050,800	1,595,000	1,880,800	1,237,800	2,450,600	31,037,800
プロムナード	人数	8,423	16,460	8,911	8,153	13,376	11,127	11,764	10,411	6,716	8,271	7,965	14,770	126,347
	金額	1,379,880	2,828,820	1,311,270	1,492,210	2,264,360	1,811,750	1,977,550	1,578,190	1,109,050	1,467,890	1,490,070	2,657,940	21,368,980
旧木下家住宅	人数	350	414	487	283	276	339	508	739	336	284	413	766	5,195
	金額	22,800	27,950	26,300	16,450	18,650	22,750	29,000	45,450	21,630	17,100	27,200	45,000	320,280
旧武藤山治邸	人数	896	974	954	714	557	746	1,121	1,128	619	428	527	923	9,587
	金額	31,000	38,300	27,150	19,500	29,100	26,400	40,150	31,650	35,130	19,650	22,590	37,430	358,050

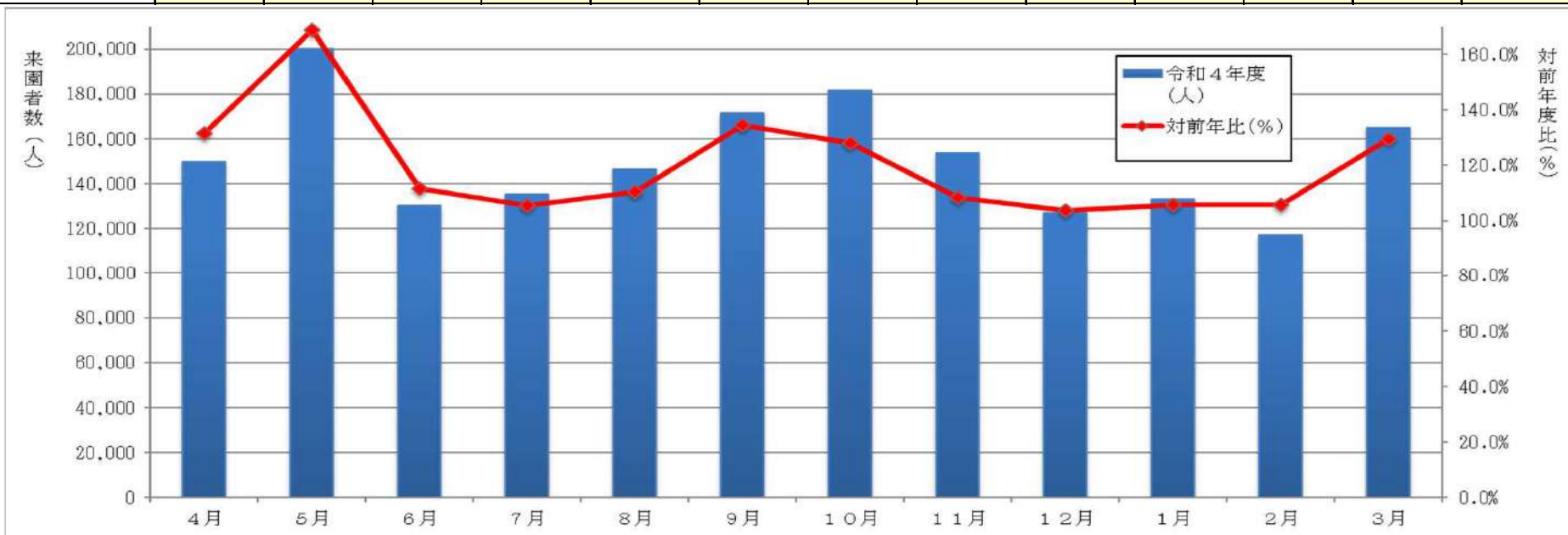
1 舞子公園について



■ 公園利用者数推移

- 園内施設やオープンスペースを活用したジャズライブやお茶会等のイベントを積極的に実施。
- コロナ前の令和元年度と同程度の水準まで来園者が回復した。
- インバウンド等による来園者増を図る。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度(人)	153,765	204,625	151,975	150,810	161,464	160,359	152,572	168,242	129,152	133,832	120,934	114,675	1,802,405
令和2年度(人)	98,754	106,910	114,354	121,800	138,244	159,735	130,991	128,611	116,559	117,469	111,646	120,714	1,465,787
令和3年度(人)	113,778	118,513	116,789	128,152	132,582	127,466	141,999	142,089	122,502	125,883	110,839	127,514	1,508,106
令和4年度(人)	149,874	200,214	130,201	135,312	146,578	171,629	181,696	153,904	126,959	133,135	117,245	165,051	1,811,798
対前年比(%)	131.7%	168.9%	111.5%	105.6%	110.6%	134.6%	128.0%	108.3%	103.6%	105.8%	105.8%	129.4%	120.1%



1 舞子公園について



■ 主なイベント・取組み

区分	イベント内容
海上プロムナード	<ul style="list-style-type: none"> ・正月特別営業 ・神戸舞子クリスマス
旧武藤山治邸	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャズライブ ・カフェ経営 他
旧木下家住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・抹茶処青松庵(お茶会) ・いけばな体験 他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・シーサイドバル・ビアガーデンの開催 ・プロモーションビデオ作成、撮影ロケーション利用の促進 他

■ 舞子公園の管理運営に係る主な計画

時系	計画名	概要	
H28.6	兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画	概要	10年間にわたり県立都市公園が担うべき役割と方向性を明らかにし、整備・管理運営に関する基本方針、推進施策を定めた計画
		主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財を活かした国内外への観光拠点としてPRを図る ○外国人観光客向けのプログラムの実施
R3.3	兵庫県立都市公園リノベーション計画	概要	公園において利用状況や施設老朽の状況、さらに社会情勢の変化を踏まえリノベーションを図ることを目的としたアクションプラン
		主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○民間活力の導入による海上プロムナード等施設の改修 ○芝生広場や旧武藤山治邸を活用した飲食施設の整備

1 舞子公園について



■ 管理方法

管理手法	指定管理者制度
現在の管理者	公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会
手法の概要	<p>地方公共団体が指定する者(指定管理者)に公共施設の管理を行わせる制度。指定管理者は、公園全体の包括的な管理を行い、公共施設の利用料金は自らの収入として収受できる。</p> <div data-bbox="770 651 1133 1066" data-label="Diagram"><pre>graph TD; A[公共団体] -- 業務履行 --> B[指定管理者]; B -- 指定管理料 --> A; C[利用者] -- 利用料 --> B; B -- サービス提供 --> C;</pre></div> 
指定管理期間	5年間(令和2年度～令和6年度)
特徴	<ul style="list-style-type: none">・包括的に管理運営内容を同一事業者で実施することが可能。・兵庫県が指定管理者に指定管理料を支払い、指定管理者が公園全体を管理している。・収益事業で得た収入は指定管理者の収入となる。

2 公園のあり方検討について



■ あり方検討実施に係る経緯


・明石公園では文化財の保全、公園利用者の安全確保や歴史的景観の維持向上を目的に城跡の石垣周辺で樹木伐採を行ったが、自然環境保全の観点から伐採反対の意見が数多く寄せられた。

・令和3年度に、「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」（長期指定管理、Park-PFI等）の導入に向けた事業可能性調査を実施したところ、「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」の導入により、「公園が民営化（公園全体の有料化）される^{※1}」、「公園内にマンションが建設される^{※2}」等の誤解がSNSを中心に広がった。

※1 県の方針として、公園全体を有料化することはない。

※2 公園内のマンション建設は都市公園法上不可能。

「県立都市公園のあり方検討会」の設置



県立都市公園の「**自然環境保全**」や「**民間を活用した活性化**」の考え方について、地元住民や自治体、有識者等幅広い関係者の意見を踏まえた検討を行う場として、県立都市公園のあり方検討会を設置し、合意形成や、情報発信、制度に関する説明周知を行うためのルール作りを実施。

2 公園のあり方検討について



■ 全体会と部会の位置付け

- 検討会では、全県的な視点で検討を行う全体会のもとに、公園毎に部会を設置
- 全体会において「部会で検討すべき論点」を整理
- 部会では、検討項目に対して地元住民や自治体、有識者など幅広い関係者の意見を聴取
- 部会での検討結果を踏まえ、全体会にて全県的な視点から検討し、提言を取りまとめ

【県立都市公園のあり方検討会】

県立都市公園のあり方検討会 (全体会)

部会 明石公園

部会 播磨中央公園

部会 赤穂海浜公園

- 部会で検討すべき論点の整理
- 部会意見を調整し、全県的な視点からの検討及び基本方針の提言

- 利用者へのヒアリング等を通じた課題抽出、幅広い意見の聴取
- 公園ごとの特性を踏まえた整備・管理運営ルールの検討



全体会から示された中間報告

■ これまでの検討成果

- 自然環境保全や活性化に関する合意形成のルール設定や、管理運営協議会の拡充等について、2つの部会でとりまとめるなど一定の成果を得たところ。
- 全体会からの提示した論点に対し、**各部会の結論は多少の差異が生じたが、各公園の特性を踏まえたものであり、積極的に許容すべきもの。**
- これまでの全体会、各部会の検討過程及び結論は、今後の県立都市公園の整備・管理運営に有用な成果。

■ 現時点での県への提言(望ましい対応)

- 今後、原則として他の県立都市公園においても、多様な意見を取り入れながら同様の検討を行うこと。**
- 各公園では、当検討会の検討成果を早期に発現させるために、最終報告を待たず、各公園の判断で検討成果を先行して取り入れていくこと、特に**指定管理者更新のタイミングに合わせて検討を開始すること。**
- 既に管理運営協議会等が存在している公園は拡充の検討を行い、無い公園は早期設置に向け検討を行うこと。**

上記提言を受け、舞子公園では、指定管理者公募前年である令和5年度に、管理運営推進協議会において、公園のあり方に係る検討を実施する。

2 公園のあり方検討について



■ 主な検討項目

○「自然環境保全のあり方」と「活性化のあり方」について、主な検討項目（部会、管理運営協議会等で検討すべき論点）は以下の通りである。

—— 自然環境保全のあり方 ——

- ① 自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方
 - ・公園内の樹木管理のスタンスを明確にするためのゾーニング図の作成
 - ・ゾーニングに応じた樹木管理※ 方法
 - ・樹木伐採に代わる安全確保の方法 等

※「樹木管理」・・・伐採、剪定、植樹による育成
※「保全」・・・人間がある程度手を入れながら管理していく（≠保護）
- ② 実際に樹木管理を行う際の合意形成のルール設定
 - ・計画策定前段階での合意形成の実施方法
○現地説明会・パブコム・アンケート 等
- ③ 公園管理に関する情報発信のルール設定
 - ・工事着手前段階での情報発信の実施方法
○現地説明会・看板設置・HP周知 等
- ④ 公園管理に県民が参画するための取組みの実施
 - ・各公園の実情に応じて公園利用者が公園管理に係る企画・行動をする仕組み
○ワークショップ、園内でのボランティア活動 等

—— 活性化のあり方 ——

- ① 今後の公園の管理運営の進め方
 - ・利用者からの提案聴取、反映手法
○管理運営協議会の設置・活用
○管理水準、利用料金に関する意見聴取
○ボランティアのさらなる参画 等
- ② Park-PFIなど「新たなパークマネジメント手法(民間活力)」の導入の進め方
 - ・サウンディング結果や公募要領（案）に対する県民の意見聴取の実施方法
○パブコム・説明会 等
- ③ 老朽施設の活用のあり方
 - ・老朽化した施設の利活用の方針
○長寿命化改修、設備更新、廃止 等
- ④ 情報共有マネジメントのあり方
 - ・公園管理の重要な要素である情報共有マネジメントについて整理

2 公園のあり方検討について



■ 舞子公園管理運営推進協議会各回の検討事項

第1回 9月21日

- 開催趣旨、これまでの取組み状況と課題の確認
- 「【自然環境保全】の考え方（部会で検討すべき論点）」
- 「【活性化】の考え方（部会で検討すべき論点）」

第2回 11月予定

- 「【自然環境保全】の考え方（案）」
- 「【活性化】の考え方（案）」
※事務局から提示する案を元に議論
- ヒアリング（専門家・県民など）

第3回 1月予定

- 「舞子公園の管理運営ルール＜最終報告＞（案）」
※第2回までの議論を踏まえて作成した最終報告（案）を元に議論し、決定

3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



■ 自然環境保全のあり方について

○課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。

【課題】

課題①

○樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。

課題②

○樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。

課題③

○樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

課題④

○間伐や景観確保のための樹木伐採など公園の管理に関する理解が十分でない。

【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

面的対応

○利用者・専門家等の声を取り入れた**ゾーニング図の作成**。
※各公園における、園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表。

個別的対応①

○樹木管理に係る**合意形成のルールの作成**。
※樹木管理実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取実施。

個別的対応②

○樹木管理に係る**情報発信のルールの作成**。
※樹木管理実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知。

個別的対応③

○**公園管理に公園利用者が企画・行動するしくみの検討**。



3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

①ゾーニング図の作成（自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方）

- ・園内を「ゾーニングⅠ」と「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた**ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定**する。
- ・各ゾーンの区分や内容については、各公園の特性に応じて決定する。また、ゾーニングⅠとゾーニングⅡの重複や、ゾーニングⅠにおける各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、協議の場を設け合意形成を図る。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・ 施設運営に支障となる樹木は適切に管理 する。 ・ 利活用に応じた樹木管理 を行う。 ・ 希少種等の生息環境に配慮した樹木管理 を行う。
B みどりゾーン ※	①利用ゾーン ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する	
	②保全ゾーン ・森、林等	・公園利活用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する	
	③保護ゾーン ・希少種等がいる森、林等	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する	
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等	—	・ 最低限の樹木管理 を行う。

※②③内にある未舗装園路については、その機能維持のために必要な樹木管理は行う。

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	樹木管理の手法
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】明石→櫓、石垣、播磨→ファンタジーロード、赤穂→瀬戸内海 ※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。	・ 視点場からの眺望を考慮 し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。



3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

②各ゾーニングのイメージ【考え方の例】

※考え方の例を示したものであり、各公園の特性に応じて議論していく。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	イメージ			
A 施設ゾーン 	・文化財、 舗装園路等 を含む人工 構造物				
B みどり ゾーン	①利用ゾーン 	・芝生広場、 未舗装園路、 ベンチ周辺 等			
	②保全ゾーン 	・森、林等			
	③保護ゾーン 	・希少種等 がいる森、 林 等			



3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

②各ゾーニングのイメージ【考え方の例】

※考え方の例を示したものであり、各公園の特性に応じて議論していく。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	イメージ	
C 低未利用ゾーン 	未利用地、 空き地 等		

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	イメージ	
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海		



3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

③ゾーニング図のイメージ

<ゾーニングⅠ>

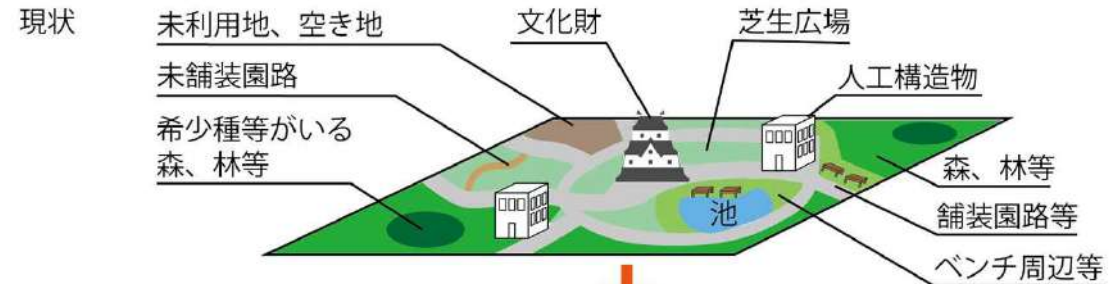
地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	
B みどりゾーン	①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等
	②保全ゾーン	・森、林等
	③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等	

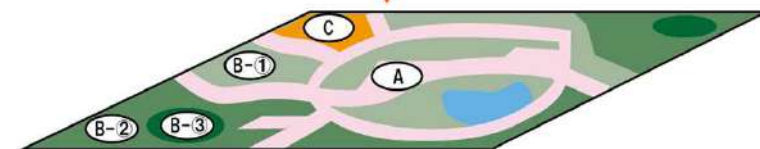
<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海

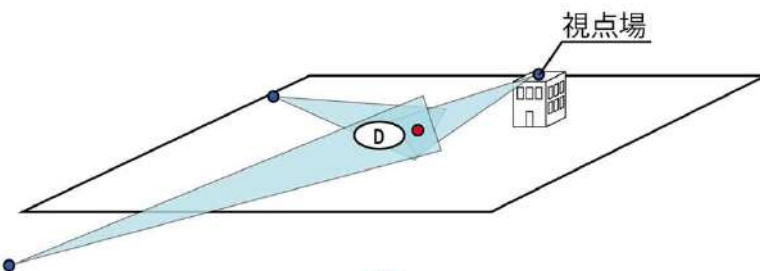
<ゾーニング図のイメージ>



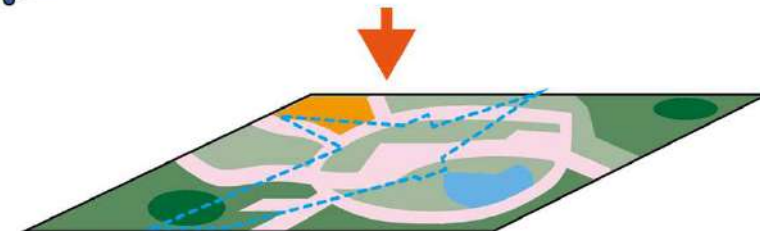
ゾーニングⅠ



ゾーニングⅡ



ゾーニング



凡例

■ A 施設ゾーン	■ B-① 利用ゾーン	■ B-② 保全ゾーン	■ B-③ 保護ゾーン	■ みどりゾーン
■ C 低未利用ゾーン	■ D 眺望ゾーン	■ 池		



3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

○実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・管理運営協議会等の、協議の場を設けたうえで、合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採

特別な維持管理

主要動線からの景観確保や用途変更に伴う樹木伐採等

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—	○ (県)	—

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明



3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

○公園管理に関する情報発信のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、紙媒体やHP等による周知等）を設定する。

<情報発信のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—

3 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



○公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

＜利用者参画の例＞

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）

4 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】



■ 活性化のあり方について

- 4つの課題に応じて、個別対応を実施。
- 各公園が持ち合わせる特性（環境、歴史、文化等）を最大限価値化しつつ、新たな価値を共有することも視野に入れながら活性化に取り組む。

【課題】

課題①

- 公園利用者等*が公園運営に新規参入する場合のハードルが高い
- ボランティアの活動状況や募集などの情報発信が不十分

課題②

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入目的と制度に関する説明・周知が不十分

課題③

- 老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合や、施設を新設する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が不明確

課題④

- 公園管理に関する重要な要素である情報共有マネジメントが不十分

【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

個別対応①

- 公園の**管理運営の利用者参画機会を拡充**
 - ・ 管理運営協議会等の設置、拡充
- 公園ボランティアのさらなる参画、活動の見える化など活性化にむけた仕組みの設定

個別対応②

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入に関する県民への**情報発信や意見聴取のルール作成**
 - ・ 制度に関するわかりやすい説明や事業者公募の内容に関する意見聴取の実施

個別対応③

- 施設の新設や改廃等の**合意形成のルール作成**
 - ・ 施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取の実施

個別対応④

- **意見収集と情報伝達の両方について整理し**、対応。

*「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者。



4 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

① 今後の公園の管理運営の進め方

- ・公園の管理運営について利用者参画機会の拡充を図るため、管理運営協議会等の設置、拡充を行う。
- ・公園利用者等からの提案聴取やボランティアのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

※「管理運営協議会等」

従来の管理運営協議会のほか、定常的に活動するサークル、団体、実験的なプロジェクトなど公園の利活用について議論する場もあり得ることを想定。

【目指すべき姿】

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」。
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場。
- 各人の持つそれぞれの公園の価値（固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値）を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場。

< 今後の管理運営協議会等の取組み（例） >

	設置済の場合
例	<ul style="list-style-type: none"> ○より幅広い参画を実現するためのメンバー構成の検討 ○誰もが自由に提案して議論に参加できる仕組みの創設（例：会議の基本ルールの設定、子育て世代が参加しやすい日時やオンラインでの開催、コーディネーターの確保等）

< 公園利用者等のさらなる参画を促す仕組み（例） >

- 公園ボランティア活動の見える化への取組み
（SNS等を使った積極的な情報配信や、活動の記録手段としてのHPの活用など）
- 公園利用者等からの提案型企画や教育学習活動を促す取組み
（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）



4 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

②「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」※の導入の進め方

<基本方針>

- ・県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現する。
- ・新たな施設整備は、自然環境保全のあり方で検討する自然保護エリア（例：B-3保護ゾーン）を除くエリアでの実施を条件とする。

<事業者公募までの具体的な進め方（例）>

- ・導入に向けた各段階において県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。

区分	具体的手法
広く情報発信	○記者発表に加え、公園利用者等向けのポスター掲示、チラシ配布及びHPへの掲載等を実施
協議会等へ説明	○管理運営協議会等に調査の趣旨や公募方針等を丁寧に説明し、意見を伺う
意見聴取	○公園利用者等からの意見聴取

<フロー>

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●		●	●
協議会等へ説明	●	●	●	●	●
意見聴取			●		

※「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」・・・長期指定管理、Park-PFI等の、民間の優れたノウハウと資金を呼び込む新たな公園管理の手法



4 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

③老朽施設の活用のあり方

- ・施設の新設や改廃等の合意形成のルールを設定する。
- ・管理運営協議会等や公園利用者等に対し、事前に、丁寧な情報発信を行う。
- ・公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。

<施設の利活用に関する合意形成ルールの設定（例）>

区分	施設※の更新	新設、廃止、 施設※用途の変更
管理運営協議会等への報告	○	○
SNS、HP等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※上下水道、電気通信などのインフラを除く



4 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

④その他全体会からの意見（今後の検討課題）

<情報共有マネジメントのあり方>

・情報のマネジメントは公園管理の重要な要素であり、**意見収集**と**情報伝達**の両方が大事。

○意見収集

・利用者の多様な声をどうやって拾い上げていくか。公園管理に活かすために、平常時から集めておくことが重要。

・障害のある方等、声を届けにくい利用者の声を拾うためには、かなり意識的に行う必要がある。

○情報伝達

・プッシュ型とプル型、デジタル型とアナログ型を区別し、考え方を整理した上で、各公園で対策を実施する。

（対応の例）

	プッシュ型（能動的）	プル型（受動的）
アナログ型	現地看板、チラシ、広報誌	窓口
デジタル型	LINE、Instagram	HPへのアクセス

<協議の場での基本ルール(グラドルール)の設定>

・「自由に入れる場」は、議題は無限にある一方、時間は限られているため、場のマネジメントが重要。
→マネジメントのため、グラドルール（議論のベースとなる憲法のようなもの）が必要。

（例：みんなで建設的に話し合う、誰かを悪者にするということはない 等）

・全公園で共通のものをつくるのか、各公園の特性に合わせてつくるのかは議論が必要。